

1 部活動の意義

- ・中学校で行われる部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った子どもたちが、学級や学年の枠をこえて集まって、自発的・自主的に行う活動であり、学校教育においてきわめて有意義な役割を担っています。楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していくためにも、大切な活動です。

2 部活動の位置づけ

- ・部活動は、教育課程（学校運の教育計画）外の学校教育活動ですが、【学習指導要領】の部活動の意義を鑑み、本校の教育活動の一環として実施します。

3 部活動の目標

- ① 個性の伸長 共通の趣味、特技を追求することにより、知識を深め技能を高めます。
- ② 自主的生活態度の育成 余暇の善用を図り、自立的・自主的な生活態度を養います。
- ③ 望ましい人間関係などの育成 先輩・後輩の望ましい人間関係を育て、集団としての資質や態度を身に付け、社会性を養います。

4 開設する部について

- ① 設置条件 原則として、指導顧問がおり、文科系は5名以上、その他運動系は設置時点で大会等に出場できる人数がいること。ただし、人数が少ない場合は合同チームを組むことを要件とします。
- ② 設置方法 部活動の設置は、前年度まで設置されていた部を考慮し、職員会議を経て校長が決定します。
- ③ その他 基本的には単年度設置とし、年度ごとに見直します。同好会は認めません。

5 活動時間などについて

- ① 平日の部活動について
 - ア 活動時間は2時間、16:00～18:00 までとします。
 - イ 朝練習は行いません。
 - ウ 年度末・年度初めの活動は、行いません。
 - エ 1週間に1日以上は休養日を設けます。
- ② 休日及び長期休業中の部活動について
 - ア 活動時間は、3時間とします。
 - イ 原則土日連日の活動は行ないません。

③ 定期テスト前の活動について

ア テスト3日前（休日を含め）から部活動休止日とします。大会等と日程が重なるときは、校長の許可を得て活動することもあります。

【例】

曜日	水	木	金	土	日	月	火
部活動	○	○	×	×	×	テスト	テスト

③ 職員会議、研修日等の会議日の活動について

ア 顧問、部活動指導員不在での練習は原則として部活動休止日として活動を行いません。大会が近い場合は校長の許可を得て活動することもあります。

※部活動指導員：北海道教育委員会の承認を得ており、部活動指導、大会引率が認められている。

6 部活動推進に関わる留意事項について

① 顧問の配置 部活動数について 各部の顧問は、本校職員が複数で対応することを原則とします。また、教員定数の増減に伴い、部活動数の変動があり得ます。

② 指導者 部活動は、指導者の監督のもとに行います。特別な場合、校長の許可を得て外部コーチを活用することができます。

③ 活動の基本姿勢 部活動は、校長の承認を得た年間計画・月間計画等に基づいて行います。各種計画は部活動担当が保管します。

④ 対外試合・練習試合・コンクールなど

ア 校長が教育上必要と認めた場合に参加できます。部活動顧問は事前に校長の許可をとります。

イ 生徒の移送については、原則として公共交通機関を利用します。

⑤ 設置部外部活動への大会引率について 設置部外部活動の中体連大会（市内大会、全道大会等）への引率は当該学年を基本とします。部活動担当及び引率者で連携を図り、引率計画を作成します。

⑥ 学校生活における部活動参加の位置づけ 授業・学習活動はもとより、生徒会（委員会）、学級会活動、活動が部活動よりも優先します。

⑦ 継続した所属 部活動は希望参加生徒とします。また、3年間継続して同じ部活動に参加することが望ましいのですが、廃部あるいは休部となる場合はその限りではありません。

⑧ 経費について

ア 部費とPTAからの補助により活動します。PTAからの補助についてはその規約に従います。

イ 部費の管理については、保護者等と連携・協議し、適切に執行します。

⑨ 災害の補償について スポーツ振興センターの災害共済給付が活用できますが、適用されない場合もあります。

7 部活動保護者会について

ア 各部活動の運営にあたっては、その活動を円滑に進めることができるよう、保護者の協力を図るため、部活動保護者会を組織することが望ましい。

8 その他

- ① 部活動での宿泊練習は禁止です。協会や連盟主催の宿泊練習は、保護者の責任による参加となります。
- ② 家庭訪問期間や三者面談、二者面談などによる午前授業の日の指導者は、別途巡回指導者を充てます。
- ③ 活動時間・下校時間・設備・備品の利用など、部活動に関する約束を守れない場合や日常の学校生活におけるルール違反の継続や重大な品行不良や社会道徳に逸脱する行為があったときには、当該部活動を停止させることがあります。
- ④ 運動部の服装は、ジャージ、ユニフォームなど各部で決められた服装で参加します。
- ⑤ カバンなどの持ち物は活動場所に持参し、活動終了後は教室に戻らず下校します。
- ⑥ 更衣室は更衣のみに使用します。
- ⑦ 顧問不在の場合は活動できません。
- ⑧ 用具の出し入れなどは、顧問の許可を得て行います。
- ⑨ 活動終了後は、清掃、整備を行い、消灯、窓、非常口等の点検を行います。
- ⑩ 相談窓口は桜町中学校 TEL 5 4 - 6 5 0 5 担当：教頭に問い合わせ下さい。